

**富山県リハビリテーション病院・こども支援センター
指定管理者募集要項**

**令和 7 年 8 月
富山県厚生部障害福祉課**

富山県リハビリテーション病院・こども支援センター指定管理者募集要項

A 公の施設に関する事項

1 施設概要

(1) 名称

富山県リハビリテーション病院・こども支援センター

(2) 所在地

富山市下飯野36番地

(3) 設置目的・管理運営方針等

富山県リハビリテーション病院・こども支援センター（以下「リハビリ病院・こどもセンター」という。）は、障害者等に高度かつ専門的なリハビリテーション医療等を提供するとともに、障害児に相談、指導、訓練その他の支援を行うことにより、社会復帰及び健全な発達を促進するため、次の方針に従い事業を実施します。

- ① 急性期病院との連携による切れ目のない医療提供体制の充実・強化
- ② 高度専門的なリハビリテーション医療の提供
- ③ 重症児等への対応強化（NICU（新生児集中治療室）後方支援体制の充実）
- ④ 子どもの多様な障害への対応と地域生活支援体制の強化
- ⑤ 人材育成、調査研究の実施など、中核リハビリテーション施設としての機能の充実強化
- ⑥ 地域リハビリテーションの推進
- ⑦ テクノエイド機能の拡充
- ⑧ 重度化・高齢化する障害者や難病患者に対応するため、重症心身障害者の入所支援（療養介護事業）を実施
- ⑨ 人材の確保・育成のための福利厚生事業の充実

(4) 施設の概要

富山県リハビリテーション病院・こども支援センター

（旧病院のうち地階、1階、2階及び5階を含む）

詳細は、富山県リハビリテーション病院・こども支援センター指定管理者業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

(5) 設備・備品の内容

別紙「富山県リハビリテーション病院・こども支援センター保守点検等業務一覧表」及び「富山県リハビリテーション病院・こども支援センター備品一覧表」のとおり。

(6) 利用状況等

過去の利用者数及び利用料金

リハビリ病院・こどもセンター

区分		令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	入院	71,582人	72,208人	69,966人
	うちリハビリ病院 (150床)	50,030人	51,445人	50,179人
	うちこども支援セ ンター(52床)	11,456人	10,595人	9,701人
	うち療養介護 (30床)	10,096人	10,168人	10,086人
	外来	77,092人	78,437人	77,803人

利用料金	3,318,532千円	3,411,642千円	3,389,519千円
------	-------------	-------------	-------------

※利用者数は延数。

※こども支援センターの利用者数には、発達障害児支援事業及び地域療育等支援事業の利用者数は含んでいない。

B 募集に関する事項

1 募集の趣旨

リハビリ病院・こどもセンターの管理を効率的かつ効果的に行うため、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第4号。以下「手續条例」という。）に基づいて、指定管理候補者の選定のための公募を実施する。

2 募集の条件等

(1) 申請資格（指定管理者に求める資格・要件）

申請することができるのは、次の要件を満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であることとする。

- ① 法人等の団体であること（法人格の有無は問わない）。
- ② 県内に事務所を置き又は置こうとする者であること（新たに県内に事務所を置こうとする場合は、指定期間の開始日から1箇月前までに事務所が設置されている必要がある）。
- ③ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第2号又は第4号の第一種社会福祉事業を良好に経営した実績を有すること。
- ④ 介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項に規定する事業所として、同法第8条第4項に規定する訪問看護及び同条第5項に規定する訪問リハビリテーションを良好に実施した実績を有すること。
- ⑤ 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院を良好に経営した実績を有すること。
- ⑥ 申請する法人等及びその役員（株式会社にあつては取締役、公益法人にあつては理事、その他の法人等にあつてはこれらに相当する職にある者をいう。以下同じ。）が次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。

ア 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産者で復権を得ない者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続中若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者

イ 県税を滞納している者

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があつた後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者

エ 本県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な委託額の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために談合した者で、その事実があつた後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者

オ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者

- ⑦ 申請する法人等の役員に、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者がいないこと。
- ⑧ 手續条例第6条の規定による指定管理候補者として選定しない法人等に該当しないこと。
- ⑨ 公の施設の管理の業務からの暴力団排除に関する実施要領の排除措置の該当事項に該当しないこと。

- ・上記の資格・要件については、申請の時点から指定管理者として指定された場合はその指定期間の満了時まで、継続して満たす必要がある。
- ・申請者が各資格要件を満たしているかどうか、必要に応じて関係機関に照会する場合がある。
- ・共同体で申請する場合は、共同体のすべての構成員が上記の要件を満たす必要がある。ただし、③、④及び⑤については、共同体の構成員のうち一部の者が満たせばよいものとする。
- ・⑨の「公の施設の管理の業務からの暴力団排除に関する実施要領」は、別途配布する。

(2) 指定管理者が行う業務の範囲・内容

① 指定管理者が行う業務の範囲・内容（詳細は、仕様書を参照。）

- ア 医療法第1条の5第1項に規定する病院として、医療を提供すること。
 - イ 介護保険法第70条第1項に規定する事業所として、同法第8条第4項に規定する訪問看護及び同条第5項に規定する訪問リハビリテーションを行うこと。
 - ウ 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設として、障害児を入所させて、保護、日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援並びに治療を行うこと。
 - エ 法第43条に規定する児童発達支援センターとして、法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援、同条第3項に規定する放課後等デイサービス及び同条第5項に規定する保育所等訪問支援を行うこと。
 - オ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。）第36条第1項に規定するサービス事業所として、総合支援法第5条第6項に規定する療養介護、同条第7項に規定する生活介護及び同条第8項に規定する短期入所を行うこと。
 - カ その他人材の確保・育成に係る環境づくりのための厚生事業の拡充を図るなど別添仕様書に記載する業務を行うこと。
- ### ② その他
- ア 指定管理者の業務については、この募集要項に示す内容及び申請者から提案のあった内容に基づき県と指定管理者とが協議のうえ決定し、協定を締結すること。
 - イ 管理に係る業務を一括して第三者へ委託することはできないが、警備、清掃、機械設備のメンテナンス等、個々の業務を部分的に第三者へ再委託することは妨げない。ただし、あらかじめ書面による県の承認が必要となること。
 - ウ 法令等の規制及び県の指針等については、説明会において必要な資料を配付し、説明する。
 - エ 危機管理に当たっては、仕様書のとおり実施すること。

(3) 管理の基準等

① 休業日

次に掲げる日とする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、休業日以外の日に休業し、又は休業日に業務を行うことができる。

ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日（イに掲げる日を除く。）

② 診療受付時間等

ア 診療受付時間は、午前8時30分から午前11時まで及び午後1時から午

後 3 時までとする。

イ 利用時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

ウ 前 2 項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、診療受付時間又は前項の利用時間を臨時に変更することができる。

③ 管理の基準に関する提案について

上記①②の管理の基準を上回る基準（診療受付時間の延長等）で公の施設を管理することを希望する場合は、その内容を提案すること。

この場合、提出する資料（事業計画書等）は提案する管理の基準で管理することを前提に作成すること。ただし、この場合においても当該公の施設の管理にかかる経費（以下「指定管理料」という。）は、(5)で定める指定管理料の上限の範囲内とする。

また、上記①②の管理の基準で管理した場合の経費を併せて記載のうえ、提出すること。

④ 法令等の遵守

ア 施設の管理に当たっては、関係法令、条例等の規定を遵守すること。

イ 指定管理者は、富山県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年富山県条例第 47 号）に基づき、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずる必要がある。

ウ 指定管理者は、富山県情報公開条例（平成 13 年富山県条例第 38 号）に基づき、情報公開に関し必要な措置を講ずるよう努める必要がある。

エ 指定管理者は、富山県行政手続条例（平成 7 年富山県条例第 1 号）については、行政庁と同等の規定の適用を受けることとなる。

オ 手続条例第 12 条の規定により、指定管理者が行う公の施設の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らすこと、又は不当な目的に使用することはできない。

⑤ 帳簿書類の保存

指定管理者が作成した施設の管理にかかる帳簿書類は、その年度終了後、5 年間保存すること。

(4) 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで（1 年間）

(5) 県が支出する指定管理料の上限

① 指定管理料の上限

区分	令和 8 年度の額
指定管理料の上限額	金 903, 489, 000 円

※ 申請に当たっては、上記の上限額の範囲内で指定管理料を提案すること。

※ 指定管理料は、県議会の議決を経て確定するため、提案額が必ずしも保証されるものではないこと。

※ 県は、指定管理者を指定する際に、提案のあった指定管理料の額に基づき当該指定管理候補予定者と協議のうえ、予算の範囲内で、指定管理料の額を定める。

※ 上記指定管理料の上限額には、公の施設に係る修繕費及び備品購入費は含まない（修繕費及び備品購入費の取扱については、「③留意事項」を参照。）。

※ 上記の指定管理料の上限額は、管理に要する経費の総額から、利用料金収入見込額を控除（相殺）した額である。

(参考) 管理に係る経費

区分	令和 8 年度の額
指定管理料の上限額	金903, 489, 000円
利用料金収入見込額	金3, 409, 025, 000円
管理に係る経費	金4, 312, 514, 000円

(参考) 過去の管理経費

年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
管理経費	4, 144, 579, 617円	4, 224, 457, 931円	4, 039, 774, 575円
内訳：人件費	2, 831, 477, 081円	2, 875, 616, 802円	2, 681, 010, 554円
事務費			
（委託費）	262, 794, 271円	264, 648, 127円	289, 726, 499円
事業費			
（光熱水費）	130, 491, 192円	137, 861, 530円	148, 176, 348円
その他	919, 817, 073円	946, 331, 472円	920, 861, 174円

② 指定管理料の支払方法等

ア 指定管理料の支払方法

(ア) 年間の指定管理料の支払は、次のとおり 2 回に分けて支払うものとする。

支出時期	4月	翌年4月から5月まで（出納整理期間中）
支出額	年度の指定管理料の90%に相当する額	年度の指定管理料の10%に相当する額

(イ) 最後の支払は、事業報告書等により業務が適正に履行されたことを確認した後に支払うものとする。

イ 指定管理料の精算

指定管理料を精算する必要はないものとする。ただし、実際の利用料金収入額及び指定管理料の合計額が公の施設の管理運営に要する経費を超えた場合は、その超えた額の50パーセントに相当する指定管理料を県に返納すること。

③留意事項

ア 指定期間における指定管理料は、原則として、増額しない。ただし、施設運営に重大な影響を与えるような物価変動など、不測の事態が生じた場合、施設運営に重大な影響を与えるような関係法令等の改正に伴う大幅な制度変更（収入又は支出の増減）が行われた場合又は天災、人災等の大規模災害、その他県又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象のうち通常の見込み可能な範囲外のものが発生した場合は、県と指定管理者とが協議して対応を決定する。

イ 指定管理料の支払方法等については、別途県と指定管理者とで締結する協定書で取り決める（D「指定管理者の指定及び協定の締結」参照。）。

ウ 公の施設の修繕については、次のとおり。

(ア) 指定管理者が管理する公の施設に係る修繕のうち、1 件100万円未満の修繕については、次に掲げる修繕費の上限額の範囲内で指定管理者が行うこととする。

年 度	令和8年度
修繕費 上限額	金10,759千円

(イ) 修繕に係る費用については、3月毎に指定管理者の請求を受けて、精算払によって支払うものとする。修繕費と指定管理料、備品購入費の費用区分をまたいで支出しないこと。

(ウ) 1件100万円以上の修繕については、県で執行することとする。ただし、安全管理上緊急を要するもの等、指定管理者が行った方がより適切な対応が可能となるものについては、協議のうえ、指定管理者が行うことがある。その場合は、県が経費を負担するものとする。

(参考) 過去の修繕の件数（1件100万円未満）

年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件 数	249件	238件	270件
支出額	21,853千円	26,383千円	30,837千円
主な修繕内容	こども棟脱衣室 床修繕	旧病院雨漏り 配管修繕	病棟特浴床シー ト修繕

エ 備品購入については、次のとおり。

(ア) 公の施設の備品（富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第105条第1項第2号及び第2項に規定する備品をいう。）のうち、購入価格が1件100万円未満のものについては、次に掲げる備品購入費の上限額の範囲内で、指定管理者が購入することとする。ただし、実際の備品の購入に当たっては、事前に県と協議する必要がある。

なお、購入された備品は、県に帰属するものとする。

年 度	令和8年度
備品購入費 上限額	金2,780千円

(イ) 指定管理者が公の施設の管理に当たって、自らの経費で調達した備品を設置しようとする場合は事前に県と協議すること。ただし、指定期間の満了時等においては、手続条例第10条の規定に基づいて原状に回復すること。

(ウ) 指定管理者は富山県に帰属する備品について処分等を行う必要がある場合は、県と事前に協議し、当該物品の異動があったときは、その都度、県に報告するものとする。

(エ) 備品の購入に係る費用については、3月毎に指定管理者の請求を受けて精算払によって支払うものとする。備品購入費と指定管理料、修繕費の費用区分をまたいで支出しないこと。

(オ) 1件100万円以上の備品については、県で購入する。

(参考) 過去の備品購入の件数（1件100万円未満）

年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件 数	5件	5件	5件
支出額	2,712千円	2,698千円	2,710千円
主な内容	筋弛緩モニター	フライヤー	バイタルスティ ムプラス

(6) 利用料金制度について

リハビリ病院・こどもセンターについては、地方自治法第244条の2第8項の規定により、次のとおり利用料金制度を採用する。

- ① 利用料金は、富山県リハビリテーション病院・こども支援センター条例（平成26年富山県条例第60号。以下「設置条例」という。）第9条第2項の規定により、同条例別表に掲げる金額の範囲内において指定管理者が知

事の承認を受けて定め、徴収した利用料金については、指定管理者の収入となるので、リハビリ病院・こどもセンターの利用料金について、提案すること。

② 年間利用料金収入見込額は、令和8年度は金3,409,025,000円とする。

③ 当該年度に次年度の利用申込を受け付ける場合は、当該利用に係る利用料金については次のとおり取り扱うこと。

ア 利用者の利用料金は、当該利用者が当該施設を利用する年度の収入とすること。

イ 当該年度（利用料金を徴収した年度）と次年度の指定管理者が異なる場合は、当該年度に徴収した（次年度の）利用料金は、次年度の指定管理者の収入として引継ぐこと。この場合において、徴収する次年度の利用料金額は、次年度の指定管理者が知事の承認を得て決定する額となること。

④ 設置条例に定める利用料金の体系等は、次のとおり。

種別		金額
設置条例第4条第1号から第4号までに掲げる業務	医療	富山県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年富山県条例第59号。以下「病院条例」という。）第4条の規定の例によるほか、介護保険法第41条第4項第1号、第46条第2項、第53条第2項第1号又は第58条第2項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
	介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス	介護保険法第41条第4項第1号又は第46条第2項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
	法第24条の2第1項に規定する指定入所支援	法第24条の2第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（以下この項において「入所支援費」という。）及び病院条例第4条の規定の例により算定した入所支援費以外の額
	法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援	法第21条の5の3第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する通所特定費用のうち食事の提供に要する費用を勘案して知事が定める額の合計額（以下この項において「通所支援費」という。）並びに病院条例第4条の規定の例により算定した通所支援費以外の額
設置条例第4条第5号に掲げる業務	総合支援法第5条第6項に規定する療養介護医療	総合支援法第70条第2項において準用する第58条第3項各号に規定する健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額の合計額（総合支援法第70条第2項において準用する第58条第4項の場合にあつては、同項の規定により厚生労働大臣が定める算定方法により算定した費用の額）（以下この項において「療養介護医療費」という。）及び病院条例第4条の規定の例により算定した療養介護医療費以外の額
	総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サー	総合支援法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額並びに同条第1項に規定する特定費用のうち、食事の提供に要する費用及び居住に要する費用を勘案して知事が定める額の合計額（以下この項において「障害福祉サービス費」という。）並びに病院条

	ビス	例第4条の規定の例により算定した障害福祉サービス費以外の額
--	----	-------------------------------

(7) 指定管理者と県とのリスク（役割）分担

リスク（役割）分担については次のとおりとし、協定により定める。

項 目	指定 管理者	県
施設の包括的管理責任		○
施設の通常の維持管理・運営	○	
施設内の設備・備品の維持管理	○	
施設の小規模な修繕・備品の購入（1件 100万円未満）	○	
施設の大規模な修繕・備品の購入（1件 100万円以上）（※1）		○
施設に係る各種保険への加入（※2）	△	△
物価変動に伴う経費の増加（※3）	○	
関係法令等の改正に伴う制度変更（収入支出の増減）（※4）	○	
不可抗力に伴う経費の増加や事業履行不能等（※5）	△	△
利用者の減少に伴う収入の減少（前記項目に該当する場合を除く。）	○	
施設の管理瑕疵に伴う損害賠償	○	
施設の設置瑕疵に伴う損害賠償（※6）		○
災害時対応（連絡体制確保、応急措置、報告等）	○	○ (指示等)

- (※1) 1件100万円以上の修繕であっても、安全管理上緊急を要するものなど（災害時の復旧等）については、指定管理者及び県で協議の上、指定管理者において実施する場合がある。この場合、修繕に要する経費は県で別途負担する。
- (※2) 施設の火災保険は県で加入する。指定管理者において加入する必要があるものについては、その内容を仕様書において示すこととする。
- (※3) 施設運営に重大な影響を与えるような物価変動があった場合は、指定管理者及び県で協議して決定する。
- (※4) 施設運営に重大な影響を与えるような関係法令等の改正に伴う大幅な制度変更（収入支出の増減）が行われた場合は、県と指定管理者が協議して対応を決定する。
- (※5) 天災、人災等の大規模災害、その他県又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象のうち通常の見可能な範囲外のものが発生した場合は、指定管理者及び県で協議して決定する。
- (※6) 指定管理者が加入する保険で対応できる場合は、保険での対応を優先する。

(8) 管理の業務の実施に伴って生ずる権利の帰属について

- ① 管理の業務に関連して得た成果品の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）は県に帰属する。
- ② 管理の業務に関連して発明、考案又は意匠の創作をしたことにより取得した特許を受ける権利については県に移転するものとし、指定管理者に対しては、県職員が職務発明をした場合において県が県職員に対して与える権利と同等の権利を与える。
- ③ 指定管理者は、あらかじめ、被用者の職務発明に関する規程等を備えて

おく必要がある。

(9) 定期報告書(月報)の提出

指定管理者は、毎月終了後、次のとおり定期報告書を提出する必要がある。

① 定期報告書の記載内容及び添付書類

ア 定期報告書の記載内容

- (ア) リハビリテーション病院の入院患者数及び外来患者数
- (イ) こども支援センターの入所者数及び通所者数
- (ウ) 手数料等の徴収状況

イ 添付資料

「リハビリテーション病院・こども支援センター利用状況表」及び
「リハビリテーション病院・こども支援センター利用料金収納報告書」

② 提出期限

毎月10日まで

③ 提出方法等

富山県厚生部障害福祉課へ1部提出

④ その他

指定管理者は、指定管理施設における省エネルギー等の環境配慮の取組に努めるとともに、エネルギー使用量等を県へ定期的に報告する必要がある。

(10) 事業報告書(事業年度報告書)の提出

指定管理者は、手続条例第9条の規定により毎事業年度終了後、次のとおり事業報告書を提出する必要がある。

① 事業報告書の記載内容及び添付書類

ア 記載内容

- (ア) リハビリ病院・こどもセンターの管理の業務の実施状況に関する事項
 - a 次の(a)から(d)までに掲げる区分に応じて、それぞれ当該区分に掲げる項目
 - (a) 再委託業務の実施状況 再委託業務内容、再委託者、選定方法(必要に応じて)及び契約金額
 - (b) 修繕実施状況 件数、内容及び金額
 - (c) 備品購入状況 件数、内容及び金額
 - (d) 燃料等の使用実績 電気、水道、ガス、灯油、重油等の使用実績及び支払額
 - b 企画事業(別添仕様書に定めた業務で、施設管理以外の業務(いわゆるソフト事業等をいう。以下同じ。)の実施状況
 - c 自主事業の実施状況
 - d 安全対策上の実施状況(施設の安全管理上、特に実施した取組(施設設備の定期的な安全点検)、事故等危機管理に対する取組状況等)
 - e 利用者からの要望及び苦情並びにこれらへの対応状況
 - f その他管理業務の実施状況(特に、利用の促進、地域との連携、指定管理者の職員への研修などの管理業務に関して実施した事項等)
- (イ) リハビリ病院・こどもセンターの利用状況に関する事項
 - a 月別利用者数
 - b 施設別・事業別利用状況
 - c 利用者数の増減の理由
- (ウ) 利用料金収入の実績に関する事項
 - a 月別収入状況(必要に応じて料金区分ごとの収入内訳を記載すること。)

- b 収入の増減の理由
 (エ) リハビリ病院・こどもセンターの管理の業務に係る経費の状況に関する事項
 (オ) リハビリ病院・こどもセンターの県民サービスの向上の実施状況に関する事項
 (カ) リハビリ病院・こどもセンターの事業評価の実施状況に関する事項
 (「(11) 事業評価」を参照。)
 (キ) (ア)から(カ)までに掲げるもののほか、リハビリ病院・こどもセンターの業務に関する事項
 イ 添付資料
 (ア) リハビリ病院・こどもセンターの決算に関する書類
 (イ) 職員配置図
 (ウ) その他必要な資料
 ウ 提出期限
 毎年度終了後及び指定管理期間満了後、1月以内（決算に関する書類については、2月以内）
 エ 提出方法等
 富山県厚生部障害福祉課へ1部提出

(11) 事業評価

指定管理者による公の施設の管理運営により、住民サービスの向上が図られているかどうかを検証するため、利用者アンケートやモニタリング等による事業評価を実施すること。

また、指定管理者において実施する事業評価の取組については、提案を求める。

なお、事業評価の実施結果については(10)の事業報告書（事業年度報告書）に記載すること。

(12) 現在の指定管理者の職員の雇用の提案について

指定管理者に選定された場合において、現在の指定管理者の職員の雇用についての提案を求める。〔職員構成（令和7年5月1日現在）単位：人〕

区分	常勤	非常勤	合計
院長	1		1
医師	12	8	20
薬剤師	3	1	4
管理栄養士	5		5
臨床検査技師	5		5
放射線技師	3	2	5
理学療法士	42	2	44
作業療法士	39	1	40
言語聴覚士	19	2	21
歯科衛生士	1	1	2
心理判定員	8	1	9
児童指導員	2		2
保育士	14	1	15
研究員		1	1
社会福祉士（ケースワーカー）	15	1	16
精神保健福祉士	1	1	2
看護師	144	31	175
事務職員（事務次長含む。）	21	11	32
運転手		1	1
看護補助		13	13

臨床工学技士	1	1	2
生活支援員	3	1	4
その他		11	11
計	339	91	430

※ この表には、県から施設に派遣されている職員の数を含まない。

(13) 県からの派遣職員について

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）の規定により県から職員を派遣することが可能である団体が、職員派遣を希望する場合であって県として職員の派遣が必要であると認めるときは、県から職員を派遣する（県からの職員派遣を希望せず、独自に人材を確保されても構わない。）。

(14) 県による調査、指示等

県は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、地方自治法第244条の2第10項の規定により、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をする場合がある。

(15) 県による指定管理者に対する評価

県は、指定管理者からの定期報告、実地調査、利用者アンケート調査等によるモニタリング・評価を行い、毎年度終了後、県のホームページに掲載する。

〔評価項目〕

評価項目	(1) 利用者数・収入の増減に対する評価
	(2) サービス向上に向けた取組み
	(3) 利用促進（収入増）に向けた取組み
	(4) 利用者のニーズ把握や苦情処理への取組み
	(5) 個人情報保護の取組み
	(6) 関係団体との連携
	(7) 施設・設備の維持管理
	(8) 危機管理・安全管理などの取組み
	(9) その他必要と認められる事項 等

※ 評価項目は、年度により変更となる場合がある。

(16) 監査委員及び包括外部監査人による監査

① 地方自治法第199条第7項の規定により県又は監査委員が必要があると認めるときは、指定管理者による公の施設の管理に係る出納関連の事務について、監査する場合がある。

② 富山県外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成11年富山県条例第2号）第2条第5号の規定により包括外部監査人が必要であると認めるときは、指定管理者による公の施設の管理に係る出納関連の事務について監査する場合がある。

③ 富山県外部監査契約に基づく監査に関する条例第3条第3項の規定により監査委員が必要であると認めるとき又は知事の要求があるときは、個別外部監査契約に基づく監査により指定管理者による公の施設の管理に係る出納関連の事務について監査する場合がある。

(17) 施設管理の継続が適当でない場合における措置

上記（14）の県による指示に従わない場合、指定管理者が指示された期間内に改善することができなかった場合又は当該指定管理者による施設管理の継続が適当でないと認められる場合は、県は地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定の取消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(18) 自主事業の実施について

- ① 指定管理者は、県が経費を負担し、県が発注する業務以外に、自らの経費で自主事業を実施することができる。ただし、事業の実施に当たっては、県に事業計画書を提出して申請し、承認を得る必要がある。また、事業の収支状況について、毎年度報告していただく必要がある。
- ② リハビリ病院・こどもセンターの設置目的にかんがみ、その業務の効果を高める事業の実施については、積極的に提案すること。
- ③ 指定管理者が実施する自主事業は、次の要件を満たす必要がある。
 - ア 自主事業の内容が、公の施設の設置目的に反しないものであること。
 - イ 事業の実施に当たって、他の利用者の利用の支障とならないこと。
 - ウ 収支計画上、県が支出する委託料を自主事業に要する経費に充当することはできないこと。
 - エ 参加者に参加料を求める場合は、その額が適正なものであること。
 - オ 自主事業を行う場合においても、施設の利用料金は利用料金収入として計上し、それ以外の収入は、自主事業収入として指定管理者の収入とすること。
 - カ 自主事業として自動販売機や売店、軽食コーナーの設置等を行う場合は、県より行政財産の目的外使用の許可を受けた後、当該許可部分に係る使用料及び光熱水費を県に納付すること。
- ④ ③のカの場合において事業計画書を提出するときは、目的外使用許可の状況が分かる資料を添付すること。

C 応募・選定手続

1 募集要項の配布

(1) 配布期間

令和7年8月26日（火）から9月10日（水）まで
（午前8時30分から午後5時15分まで 土・日曜日を除く）

(2) 配布場所

富山県厚生部障害福祉課管理係
〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号
電話076-444-3211（直通）、FAX076-444-3494
ホームページアドレス
<https://www.pref.toyama.jp/1209/shiteikanri0818.html>

2 申請方法

(1) 提出書類

申請に当たっては、次の書類を提出すること。
なお、必要に応じて追加資料を提出いただく場合がある。

① 指定申請書（様式第1号）

② 事業計画書

ア 法人等の概要（様式第2号）

イ 平等な利用の確保に関する考え方（様式第3号）

ウ 施設の設置目的の達成のための管理方針及び運営方針（様式第4号）

エ 施設や設備等の維持管理に関する考え方（様式第5号）

オ 災害への対応に関する考え方（様式第6号）

カ 利用者の権利擁護に関する考え方（様式第7号）

キ 新たな総合リハビリテーション病院・こども医療福祉センター
（仮称）整備基本計画に定める基本項目に関する考え方（様式第8号）

ク リハビリ病院・こどもセンターの医療提供体制に関する考え方
（様式第9号）

- ケ リハビリ病院・こどもセンターの経営の効率化に関する考え方
(様式第10号)
- コ 組織体制に関する考え方 (様式第11号)
- サ 職員配置等に関する考え方 (様式第12号)
- シ 外来診療に関する業務の事業体制及び事業内容
- ス 病棟の運営に関する業務 (療養介護事業に関する業務を含む) の
事業体制及び事業内容
- セ 手術の実施及び中央材料部門の運営に関する業務の事業体制及び
事業内容
- ソ リハビリテーションの実施に関する業務の事業体制及び事業内容
- タ 医薬品等の管理に関する業務の事業体制及び事業内容
- チ 検査の実施に関する業務の事業体制及び事業内容
- ツ X線・MRI装置を活用した検査等実施に関する業務の事業体制及び
事業内容
- テ 食事サービスの提供及び栄養管理に関する業務の事業体制及び事
業内容
- ト 障害児等の支援に関する業務の事業体制及び事業内容
- ナ 障害児や障害者の療育・地域生活支援に関する業務の事業体制及
び事業内容
- ニ 医療の安全の確保に関する業務の事業体制及び事業内容
- ヌ 地域リハビリテーション総合支援センター事業に関する業務の事業体
制及び事業内容
- ネ 各種保険への加入に関する考え方
- ノ 医療情報システムを活用した効果的・効率的な業務運営に関する考
え方

※ 上記のシからノまでについては、様式を定めない。

- ③ 納税証明書 (富山県税条例施行規則第29条第1項に規定する様式第
43号様式)
- ④ 誓約書 (様式第13号)
- ⑤ 法人等役員名簿 (様式第14号)
- ⑥ 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
- ⑦ 法人にあっては、その登記事項証明書
- ⑧ 就業規則、経理規程、給与規程その他の法人の諸規程などの法人等
の組織及び運営に関する書類
- ⑨ 申請日の属する事業年度の直前の2事業年度の事業報告書並びに財
産目録、貸借対照表及び損益計算書 (申請日が前事業年度の終了の日
の翌日から3箇月を経過する日前であって、前事業年度の書類を作成
していないときは、前事業年度の直前2事業年度のこれらの書類) こ
れらの書類を作成していない場合は、法人 (団体) の事業及び財務の
状況を明らかにした書類
- ⑩ 申請日の属する事業年度の事業の計画及び損益の状況の見込み又は
収支の見込みを明らかにした書類
- ⑪ 富山県リハビリテーション病院・こども支援センターの管理運営に関
する収支計画書 (様式第15号)
- ⑫ 共同体で申請する場合にあっては、①から⑪までの書類のほか次に
掲げる書類
 - ア 共同体の構成員及び代表者が分かる書類
 - イ 共同体の協定書
 - ウ 共同体の役割分担及び業務実施体制が明らかとなる書類
 - エ 共同体の構成員の責任分担が明らかとなる書類

(2) 提出部数等

提出する書類はすべてA4版とし、縦のフラットファイルにファイリ
ングしたものを正本1部、副本12部提出すること。

- (3) 申請先及び申請方法
次の申請書の提出先に持参いただくか、郵便書留により提出すること。FAXでの申請は認めない。電子メールの場合は、以下のアドレスへ提出すること。ただし、「③納税証明書」及び「⑦法人の登記事項証明書」は原本を郵送又は持参すること。なお、電子メールでの提出後、必ず到達確認の電話をすること。

(申請書の提出先)

「富山県厚生部障害福祉課管理係」

〒930-8501

富山市新総曲輪1番7号

電話：076-444-3211 FAX：076-444-3494

電子メールアドレス：ashogaifukushi@pref.toyama.lg.jp

- (4) 申請書の提出期間
令和7年10月3日（金）午前8時30分から令和7年10月17日（金）午後5時15分まで（郵送の場合は、郵便書留により提出期限日の午後5時15分までに必着のこと。）
- (5) 申請書類に係る著作権
① 指定管理候補者選定までの著作権
申請書類に著作権の対象となるものがある場合の著作権は、申請者に帰属する。ただし、富山県は指定管理候補者の選定に必要な場合は、申請書類の内容を無償で利用できるものとする。
② 指定管理者の選定後の著作権
指定管理候補者に選定された申請者の申請書類に著作権がある場合の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、指定管理候補者に選定された時から富山県に帰属し、指定されなかった申請書類の著作権は申請者に帰属するものとする。
- (6) その他留意事項
① 同一の公の施設に複数の申請をすることはできない。
② 申請書提出後は、申請書の内容の変更、再提出又は差替えを認めない。
③ 申請に係る経費は、すべて申請者の負担とする。
④ 申請に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
⑤ 提出された書類は、返却しない。
⑥ 提出された書類は富山県情報公開条例の対象となり、同条例の規定に基づいて個人又は法人に関する情報等非開示とすべき箇所を除き、開示することがある。
⑦ 複数の法人等で構成する共同体も申請（以下「共同体による申請」という。）を行うことができる。
⑧ 共同体の構成員は同一の公の施設の指定管理者の募集に申請する他の共同体の構成員となること、又は単独で同一の公の施設の指定管理者の募集に申請を行うことはできない。

3 質疑応答及び回答の方法

- (1) 質問は、質問受付期間内に電子メール又はFAXにより提出すること。その際は、電話（076-444-3211）でその旨を連絡すること。
- (2) 質問事項の他に申請団体名（共同体による申請の場合は、代表者名）、申請団体の所在地、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス並びに担当者の所属及び氏名を記載すること。

- (3) ホームページにおいて電子メール又はFAXにて提出された質問及びこれに対する回答をお知らせする。

質問受付期間	令和7年9月12日（金）～18日（木）
回答期日	令和7年9月22日（月）

4 説明会の開催について

- (1) 日時
令和7年9月8日（月）午後2時から
- (2) 場所
富山市下飯野36番地 富山県リハビリテーション病院・こども支援センター 旧高志リハビリ病院2階 「研修室2」
- (3) 参加方法
令和7年9月5日（金）正午までに、説明会参加申込書（様式第16号）を富山県厚生部障害福祉課管理係に提出すること。
- (4) 申請を行う場合には、必ず説明会に出席すること。説明会に出席しない場合は申請できないものとする。

5 審査方法及び審査基準

- (1) 審査方法
- ① 指定管理者の選定に係る審査については、「富山県リハビリテーション病院・こども支援センター指定管理候補者選定委員会」において行う。
 - ② 審査はプロポーザル方式とし、事業計画書の記載内容（企画提案）についてのプレゼンテーションにより行う。
 - ③ 審査の結果、その得点が最も高かった者を指定管理候補予定者として選定することとする。ただし、最も得点が高かった者を指定管理候補者として選定することができない場合は、審査における次点以下の者を指定管理候補予定者として協議を進めることとする。

(2) 審査基準

審査は、次の審査基準により行う。

審査基準	審査の視点	配点 ウェイト
1 県民の平等な利用の確保（手続条例第4条第1号）	【平等な利用の確保】 a 県民の平等な利用が確保される内容になっているか。	（平等利用が確保されない場合は選定しない）。
2 公の施設の効用の最大限の発揮（手続条例第4条第2号）	【施設設置目的の達成】 a 施設の設置目的に沿った明確な運営方針が示されているか。 また、その基礎となる中長期にわたる経営計画の策定への取組がなされているか。なお、その推進のため、県内の身体障害者施設、病院等との具体的な連携方策が示されているか。 b 施設の保守点検等の維持管理業務が確実に実行される計画となって	15

	いるか。 c 安全管理対策が構築されているか。 d 個人情報の確実な保護対策がとられているか。	
	【サービスの向上】 e 利用者ニーズを把握し、質の高いサービスの提供を実現できる内容となっているか（ニーズに応じた診療体制、外来・病棟・訓練室の環境改善等）。 f DXによるサービスの向上が工夫されているか。 g 指定管理者が行う事業評価の方策が、利用者の評価・満足度を十分把握できる内容になっているか。 h 利用者の苦情への具体的な対応が行われる内容となっているか。	20
	【利用の増加】 i 利用者増を図るため、創意工夫に満ち、魅力的で質の高い、かつ実現可能な企画が提案されているか。（県が定めた利用料収入見込額（数値目標）に関わらず、より意欲的な計画を定めているか） j 利用者の利便性の向上や利用促進のため、県内の身体障害者施設、病院等との具体的な連携方策が講じられているか。	15
	計	50
3 施設の効率的な管理（手続条例第4条第2号）	【施設に係る経費節減策】 a 経費削減のための具体的かつ実現可能な提案を前提とした提示額となっているか。また、より効率的効果的施設経営について取組がなされているか。 <算式> $(\text{申請者の得点}) = (\text{最低提示額}) / (\text{申請者の提示額}) \times (\text{配点})$ ※ 最低提示額は、実現可能性のある提案のうち最低のものを用いる。	（実現可能性のない提示額の場合は、選定しない。） 20
4 公の施設の管理を適正かつ確実に行うための財産的基礎及び人的構成（手続条例第4条第3号）	【申請者の財政的基礎及び信用力】 a 指定管理業務を安定確実に行える経営基盤を有しているか。 b 指定期間内の安定的な事業継続が可能な資金計画となっているか。	15
	【申請者の人的構成】 c 施設の機能を十分に発揮した管理運営を実施できる組織体制、職員数、職員構成（資格、経験など）となっているか。また、勤務	15

	評定や業績評価など人事考課制度等の構築に向けた取組がなされているか d 防災・防犯及び災害・事故等緊急時の体制が確保されているか e 職員の指導育成、研修体制は十分か	
	計	30
合計		100

(3) 審査結果

審査結果については、審査が終了した時点において、審査対象者に通知する。

なお、審査の結果概要については、県のホームページ等で次のとおり公表する。

[ホームページに記載する項目：審査の審査結果表]

審査項目	1 県民の平等な利用の確保	2 公の施設の効用の最大限の発揮	3 施設の効率的な管理	4 公の施設の管理を適正かつ確実に行うための財産的基礎及び人的構成	合計
指定管理候補予定者：〇〇〇〇〇 (選定理由)					

※ 審査結果表には、申請者名及びその得点並びに指定管理候補予定者の選定理由を記載する。

D 指定管理者の指定及び協定の締結

1 指定管理者の指定

選定した指定管理者候補者については、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づいて県議会の議決を経たうえで、指定管理者として指定する。

2 協定の締結

(1) 指定管理者による公の施設の管理に係る細目事項については、県と指定管理者との協定を締結することとする。

(2) 協定書の主な取決事項は、次のとおりとする。

- ① 指定管理者が行う管理の業務の内容
- ② 指定管理者が行う管理の基準
- ③ 権利義務の譲渡及び一括再委託の禁止
- ④ 県が支払う指定管理料の支払方法等に関する事項
- ⑤ 利用料金に関する事項
- ⑥ 事業報告等に関する事項
- ⑦ 県と指定管理者の責任分担に関する事項
- ⑧ 指定の取消及び管理業務の停止に関する事項
- ⑨ 指定期間満了時等における原状回復義務
- ⑩ 指定管理者の損害賠償義務
- ⑪ 管理業務に係る個人情報の保護に関する事項

- ⑫ 管理の業務に関する情報公開に関する事項
- ⑬ 指定管理者の名称等の変更の届出
- ⑭ その他必要と認める事項

E その他

1 スケジュール

令和7年

8月26日（火）	募集要項等の公表
8月26日（火）～9月10日（水）	募集要項等の配布
9月8日（月）	現地説明会の開催
9月12日（金）～18日（木）	質問の受付
9月22日（月）	質問の回答
10月3日（金）～10月17日（金）	申請書受付期間
10月下旬～11月上旬頃	指定管理候補予定者の選定、協議
11月県議会（指定管理者の指定に関する議決、指定管理者の指定）	
12月頃～	指定管理者との協定の締結
令和8年4月1日（水）～	指定管理者による管理運営の開始

2 その他留意事項

- (1) 指定期間の終了又は指定の取消により、次期指定管理者に業務を引継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等について提供すること。
- (2) 指定管理者の指定に係る申請及び公の施設の管理運営に当たっては、医療法、介護保険法、児童福祉法、総合支援法、社会福祉法などの関係法令、関係条例等を遵守すること。

3 配付資料

- (1) 指定管理者募集要項（当該資料）
- (2) 仕様書
- (3) 配置図及び平面図
- (4) 公の施設の管理の業務からの暴力団排除に関する実施要領
- (5) 様式集
 - ① 指定申請書（様式第1号）
 - ② 事業計画書
 - ・法人等の概要（様式第2号）
 - ・平等な利用の確保に関する考え方（様式第3号）
 - ・施設の設置目的の達成のための管理方針及び運営方針（様式第4号）
 - ・施設や設備等の維持管理に関する考え方（様式第5号）
 - ・災害への対応に関する考え方（様式第6号）
 - ・利用者の権利擁護に関する考え方（様式第7号）
 - ・新たな総合リハビリテーション病院・こども医療福祉センター（仮称）整備基本計画に定める基本項目に関する考え方（様式第8号）
 - ・リハビリ病院・こどもセンターの医療提供体制に関する考え方（様式第9号）
 - ・リハビリ病院・こどもセンターの経営の効率化に関する考え方（様式第10号）
 - ・組織体制に関する考え方（様式第11号）
 - ・職員配置等に関する考え方（様式第12号）
 - ・誓約書（様式第13号）
 - ・法人等役員名簿（様式第14号）
 - ・富山県リハビリテーション病院・こども支援センターの管理運営に関する収支計画書（様式第15号）

- ・説明会参加申込書（様式第16号）
- ・納税証明書（富山県税条例施行規則第29条第1項に規定する様式第43号様式）

〔問合せ先〕

富山県厚生部障害福祉課（担当：平内、高木、高島）

TEL 076-444-3211

FAX 076-444-3494

ashogaifukushi@pref.toyama.lg.jp